

平成 2 7 年 9 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 6 日 開会

河 合 町 議 会

平成27年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （9月16日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	2
○出席議員.....	2
○欠席議員.....	2
○出席説明員.....	2
○欠席説明員.....	3
○議会事務局出席者.....	3
○開議の宣告.....	5
○委員長報告.....	5
○議案第35号、議案第39号、議案第40号の委員長報告、討論、採決.....	7
○議案第36号から議案第37号、議案第38号の委員長報告、討論、採決.....	9
○認定第1号から認定第9号までの委員長報告、討論、採決.....	11
○同意第11号、同意第12号、諮問第4号の上程、説明.....	21
○同意第11号の採決.....	22
○同意第12号の採決.....	22
○諮問第4号の採決.....	23
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決.....	23
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	24
○閉会の宣告.....	25
○署名議員.....	25

平成 2 7 年 9 月 1 6 日 (水曜日)

(第 3 号)

平成27年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年9月16日(水)午前10時00分開会

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 4 号 | 平成27年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第 4 1 号 | 河合町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 2 号 | 河合町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 3 5 号 | 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第 3 9 号 | 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第 4 0 号 | 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第 3 6 号 | 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第 3 7 号 | 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第 3 8 号 | 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第10 | 認定第 1 号 | 平成26年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第11 | 認定第 2 号 | 平成26年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第12 | 認定第 3 号 | 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第13 | 認定第 4 号 | 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第14 | 認定第 5 号 | 平成26年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第15 | 認定第 6 号 | 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第16 | 認定第 7 号 | 平成26年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第17 | 認定第 8 号 | 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第18 | 認定第 9 号 | 平成26年度河合町水道事業会計決算認定について(別冊) |
| 日程第19 | 同意第 1 1 号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第20 | 同意第 1 2 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 諮問第 4 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第22 | 議員発議第 3 号 | 安全保障関連法案の廃案を求める意見書について |
| 日程第23 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 岡田美伊子	2番 大西孝幸
3番 清原和人	4番 馬場千恵子
5番 吉村幸訓	6番 岡田康則
7番 森尾和正	8番 池原真智子
9番 西村 潔	10番 疋田俊文
11番 谷本昌弘	12番 中尾伊佐男
13番 辻井賢治	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	安心安全 推進課長	森嶋雅也
財政課長	上村卓也	税務課長	岡田昌浩
福祉政策課長	辰巳 環	社会福祉 協議会課長	山本孝典
保健スポーツ 課 長	上村 豊	認定こども 園準備室長	佐藤桂三
特命担当	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	斉藤幸美	まちづくり 推進課長	中山雅至
地域活性課長	福辻照弘	上下水道課長	石田英毅

教育総務課長 杉本正範

生涯学習課長 上村欣也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長 御輿善弘

調整員 堀内一憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成27年第3回定例会を再開します。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より報告願います。

○12番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告致します。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、同意第11号、同意第12号、の2同意、諮問第4号の1諮問、議員発議第3号の1発議、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程致しました議案審議終了後、逐条審議いたします。以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

◎議案第34号、議案第41号、議案第42号の委員長報告、討論、採
決

○議長（疋田俊文） 日程第1 議案第34号、日程第2 議案第41号、日程第3 議案第42号を総務常任委員会に付託しておりますので、池原真智子総務常任委員長より報告を求めます。

○8番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る、9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第34号、第41号、第42号、について、9月7日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第34号 平成27年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

個人番号カード交付事業費の内容及びカードの交付予定件数について質疑がなされ、地方公共団体のシステム機構への通知カード並びに個人番号カードに係る事務委託料で交付予定は1,800件との答弁がなされました。その他に、地方創生関連事業費、住宅維持補修費、非常備消防費、小学校維持補修費、食育推進事業費、中学校維持補修費について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第41号 河合町個人情報保護条例の一部改正については理事者より説明を受け、個人情報に該当しない特定個人情報について質疑がなされ、番号法施行に伴って集められた情報が特定個人情報との答弁がなされました。その他に、情報漏洩に関する企業への指導、取り扱いに関する住民への周知方法について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第42号 河合町手数料条例の一部改正については理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第34号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第34号 平成27年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。
議案第41号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第41号 河合町個人情報保護条例の一部改正については、可決されました。

議案第42号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第42号 河合町手数料条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第35号、議案第39号、議案第40号の委員長報告、討論、採
決

○議長(疋田俊文) 日程第4 議案第35号、日程第5 議案第39号、日程第6 議案第40号
を厚生常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘厚生常任委員長より報告を求めます。

○11番(谷本昌弘) 議長。

○議長(疋田俊文) 谷本議員。

○11番(谷本昌弘) 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、9月3日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第35号、第39号、

第 40 号について、9月7日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第 35 号 平成 27 年度 河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

国民健康保険財政調整基金費の積立金について質疑がなされ、今後、高齢化による医療費の増加、又県の一元化・標準化を見据えて基金へ積み立てているとの答弁がなされました。

その他に、分賦金確定に伴って基金の扱いについて質疑がなされ、答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

続きまして、議案第 39 号 平成 27 年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

償還金の内容について質疑がなされ、平成 26 年度の介護給付費確定に伴う超過分の国・県への償還分との答弁がなされました。その他に、保険料の減額、基金繰入金について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 40 号 平成 27 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第35号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第35号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、可決されました。

議案第39号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第39号 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決されました。

議案第40号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第40号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、可決されました。

◎議案第36号、議案第37号、議案第38号の委員長報告、討論

○議長(疋田俊文) 日程第7 議案第36号、日程第8 議案第37号、日程第9 議案第38号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、岡田康則経済建設常任委員長より報告を求めます。

○6番(岡田康則) 議長。

○議長(疋田俊文) 岡田委員長。

○6番(岡田康則) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る、9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第36号、第37号、第38号について、9月7日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第36号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については理事

者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

繰越金の予算計上の理由について質疑がなされ、見込計上したとの答弁がなされました。その他に、元利返戻金の内容、債権の開示の有無について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第37号 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

下水道会計の一般会計繰入金と一般会計の繰出金の関係について質疑がなされ、繰入金が減額されると繰出金も減額になるとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第38号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

財源振替の内容について質疑がなされ、下水道特別会計の繰越金額を貸付基金繰入金から減額したとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第36号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第36号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別補正予算については、可決されました。

議案第37号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第37号 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、可決されました。

議案第38号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第38号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、可決されました。

◎認定第1号から認定第9号までの委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第10 認定第1号、日程第11 認定第2号、日程第12 認定第3号、日程第13 認定第4号、日程第14 認定第5号、日程第15 認定第6号、日程第16 認定第7号、日程第17 認定第8号、日程第18 認定第9号を決算審査特別任委員会に付託しておりますので、中尾伊佐男決算審査特別任委員長より報告を求めます。

○12番(中尾伊佐男) 議長。

○議長(疋田俊文) 中尾委員長。

○12番(中尾伊佐男) 去る9月3日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9認定について、9月9日、委員会を開会しましたので、その結果並びに主な内容について報告します。

認定第1号 平成26年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、歳出から審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

歳出の総務費では法律相談事業・消費生活相談事業の傾向について質疑があり、法律相談では、相続・遺言関係で23件、婚姻・男女関係で13件、不動産境界関係で10件、また、消費生活相談では、商品への苦情、通信販売のクーリングオフ、電話勧誘などの相談との答弁がありました。

その他に、退職手当組合負担金、河合町のまちの夢ビジョン戦略会議経費、コミュニティ助成事業、交通安全対策事業、土地取引事務遊休土地実態調査費、都市機能を有する田舎づくり交付事業、基幹システム共同化事業、住民基本台帳カード発行委託経費、農業委員選挙費、世界農林業センサス事務費、経済センサス事務費について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に民生費では人権施策費の補正・流用により実施された工事内容について質疑があり、共同浴場の漏水工事、脱衣場の床張り替え、エアコンの取り換えとの答弁がありました。

その他に、介護特会繰出金、共同浴場運営費事業、老人日常生活用具給付事業、重度心障老人医療助成事業、老人ホーム入所事業、自立支援医療給付費等、地域生活支援事業、介護給付費、総合福祉会館運営費、後期高齢者保険基盤安定事業費、ひとり親等医療助成事業、ひとり親家庭日常生活支援事業、保育所運営事業、認定こども園整備事業、について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に衛生費では、各種健診の受診率が低く、また、健康づくりの為の教室への参加者が少ないのではないかと質疑があり、広報・ホームページ等周知を行っているが低いという結果となっています。また、率には勤務先で受診されている者も分母に入っていることから低いという答弁がありました。

その他に、後期高齢者健康診査事業、ごみ減量化推進について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に農林商工費では、農業者支援を受けた対象件数について質疑があり、対象件数は1件という答弁がありました。

次に土木費では、都市計画基礎調査の内容について質疑があり、人口規模・産業分類の就業人口の規模・市街地の面積・土地利用・交通量などの事項に関する現況と将来の見通しについての調査という答弁がありました。

その他に、バリアフリー環境整備促進事業、既存木造住宅耐震診断事業、について質疑が

あり、それぞれ答弁がありました。

次に教育費では、就園奨励費給付について例年より増減しているのかとの質疑があり、平成 26 年度は、公立で 3 人・私立で 73 人、平成 25 年度は、公立で 1 人・私立で 75 名との答弁がありました。

その他に、高等学校等進学支度金、就学指導委員会、要保護・準要保護児童就学奨励事業、小学校耐震化事業、要保護・準要保護生徒就学奨励事業、中学校施設耐震化事業での不用額の理由、スクールカウンセラー事業、史跡大塚山古墳群買上事業、町民プール運営事業について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、歳入は一括審議し、不納欠損の内容について質疑があり、地方税法第 15 条 7 第 4 項、滞納処分停止による消滅が 164 件即時消滅、法人の廃業・国外へ転出が 3 件、同法 18 条、消滅時効が 4 件の合計 171 件との答弁がありました。

以上、慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 2 号 平成 26 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、決算額及び被保険者数が前年度より減少している理由について質疑があり、就職などによる減少との答弁がありました。その他に、保険医療給付額が前年度に対する差が大きい理由、保険給付費の不用額が多い理由について質疑があり、それぞれ答弁されました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 3 号 平成 26 年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 4 号 平成 26 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 5 号 平成 26 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、水洗化が未整備箇所の理由について質疑があり、河川を横断する地理的な問題があるとの答弁がありました。その他に、未整備箇所の今後の対応、歳入で不能欠損の理由について質疑があり、それぞれ答弁されました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 6 号 平成 26 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定について 歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出で、貸付金不用額の理由について 質疑があり、貸付者がいなかったとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成26年度河合町介護保健特別会計歳入歳出決算認定について 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、保険事業勘定の歳出で保健給付額について質疑があり、介護認定者が増加したという答弁がありました。その他に、第1号被保険者数の増加理由、還付未済額について質疑があり、それぞれ答弁されました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について 歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の補正額と不用額の内容について質疑があり、出納整理期間中の受入れの取扱いが違うことから不用額が生じたとの答弁がありました。その他に、今後の75歳の人口の推計に対し質疑があり、微増し高齢化が進むと思われるとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成26年度河合町水道事業会計決算認定について 収入支出それぞれ一括で審議を行いました。

収入支出総額の増額及び増減額の減額に関し質疑があり、会計制度改正に伴い追加項目が増えたとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの審議結果及び主な内容について報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 認定第1号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい、反対討論です。

○議長（疋田俊文） はい。反対討論認めます。馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 認定第1号について反対討論したいと思います。一般会計の歳入において減額となっています。人口の減少に加えて現役世代が減り、個人の町民税が減少してい

ますが、子育て支援や快適な住環境を提供する事で人口増を図る事も大切だと思います。子育て支援については、私も一般質問で子どもの医療費の助成の拡充、新婚世帯に対しての家賃の補助、3人乗り電動自転車の購入時の補助等提案をして来ました。又、地方創生の交付金もある自治体では子どもの医療費の拡充に充てた所もあります。河合町にとって重点課題を絞っての活用が望ましかったのではないのでしょうか。この繰越明許費についても、国庫補助が少なかった分も一般財政で補填しているという処理も疑問が残り理解し難いものがあります。又、マイナンバー制度についてです。国費もありますが、一般財政からの支出も多額になっています。セキュリティについても、人間が作り運用する以上100パーセント安全だということはありません。又、国家に全て監視されるのではないかという不安もあります。住民にとってさまざまな場面でこのマイナンバーの記載が義務付けされ番号の管理という負担が増える一方生活のメリットは殆どありません。この制度の実施を中止して、住民生活には中止してもなんら住民生活には支障はありません。莫大な費用と手間をかけて国民のプライバシーを危険にさらすよりも現在使用しているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化を図り、住民の利便性を高めるために知恵と労力を使うべきではないのでしょうか。又、インフラの整備も大切です。ほとんどが高度成長期に整備されてそのままの所が多く、町橋や水道管等の整備をすると共に安心して暮らせる町づくり、そして防災に強い町づくりに努めていただくことを申し上げて反対討論と致します。

○12番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 賛成討論です。

○議長（疋田俊文） はい。賛成論認めます。

○12番（中尾伊佐男） 私は、平成26年度河合町一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

平成26年度決算では、実質収支額が1億1,000万円の黒字決算となっています。

このことは、住民の高齢化などで増え続ける福祉関係経費や国の新たな施策や制度改正への対応などが求められるなか、徹底した歳出削減と歳入確保による成果であると、高く評価できるものであります。

主要施策の成果からは、歳入面では、主要一般財源総額は前年度に比べ増加となっていますが、町税の個人住民税が大幅な減少を続けるなど財源確保が依然厳しい状況のなかで、国、

県補助事業や地方債制度を活用して、積極的に事業を進めておられます。

また、歳出面では、子ども医療費の助成対象の拡大、国の経済対策による補正予算を活用した学校施設耐震化事業の実施、公債費削減のための県財政健全化支援事業による無利子借換など、町政の着実な推進のための取り組みが実施されており、極めて厳しい財政状況の中で、限られた財源を優先度の高い施策に重点的に配分されていることは高く評価するものです。引き続き厳しい状況が続くことが予想されますが、現在作成中である街再生総合戦略による町の活性化、人口減少への取り組みにより、より一層の町政の発展と住民福祉の向上が図られることを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他に討論ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） これで討論を終わります。

これより認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第1号 平成26年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第2号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。反対討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） それでは、認定第2号について反対討論をしたいと思います。

平成26年度の収支で3,268万9,000円の黒字となりました。平成27年度の基金に入れるという事ですが、平成26年度の決算を見ても基金が3億626万4,000円と昨年よりも基金が5,539万9,000円増額されています。国保税の引き下げを要望していますが決算の収支を見ても高すぎる国保税と言わざるをえません。医療費の増額、国保の都道府県化を視野に入れても十分対応が可能だと思います。国の支援金等も含め引き下げを検討すべきです。近隣の自治体では赤字のところが多い中、河合町は毎年基金を積み上げてる状況です。国保の引き下げを要望して反対討論と致します。

○議長（疋田俊文） 他に討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) これで討論を終わります。

これより認定第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第2号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第3号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。反対討論をお願いします。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) それでは、認定第3号について反対討論をしたいと思います。

毎年この特別会計において前年度の繰上充用金でまかなっています。このような状況をいつまで続けるのか又、残件数について回収は可能なのか不可能なのかを検討して解決に向けて計画を立てると共に町としても一定の方針を明らかにすべきではないかと思います。そういった意味で反対討論と致します。

○議長(疋田俊文) 他に討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) これで討論を終わります。

これより認定第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第3号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第4号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長（疋田俊文） 反対討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 認定第4号について反対討論をしたいと思います。

この事業は平成13年で打ち切りとなっている事業です。回収組合の委託が平成35年まで延長となっています。この延長することで回収に対しての効果はどのような効果があったのかどうか又、今後この回収可能な件数、金額はどれぐらいで、この委託料との関係はどうか疑問があります。河合町としてもこの事業について方針を明らかにすべきだという事を申し上げて反対討論とします。

○議長（疋田俊文） 他に討論ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） これで討論を終わります。

認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第4号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第5号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第5号 平成26年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第6号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第6号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第7号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

認定第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第7号 平成26年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第8号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第8号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

認定第9号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 反対討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 認定第9号について反対討論をしたいと思います。

水道施設等については、昭和30年から40年の高度成長期に整備されたもので既に50年から60年が経っています。水道施設の老朽化を迎えて、施設の更新時期になっていると思います。河合町でも耐震化事業は進んでいません。町内の水道管の耐震化を計画的に進めなければなりません。中山台の配水塔も調査の結果、耐震化ができたなく、老朽化が進み、建て替える必要があるという事でした。町長の施政方針では西大和の配水タンクを廃止して県水受水率100パーセントに以降する方針が示されました。計画的に施設や水道管等の耐震化を進める、又平成26年度には昨年と比較すると有収率が1.3パーセントも下がっています。この有収率を上げる努力をすることも大切です。この有収率5パーセントを上げるだけで経営がかなり改善できます。又、一般会計に貸し付けてる4億円、本来の水道事業に投資して活用すべきだと思います。河合町の水道事業について新水道ビジョンを早急に作成すべきだと申しあげて反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他に討論ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） これで討論を終わります。

認定第9号についての採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第9号 平成26年度河合町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり認定されました。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎同意第11号、同意第12号、諮問第4号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より追加議案、同意第11号、同意第12号、諮問第4号の3案件について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（藤岡和成） それでは、本定例議会に追加議案として上程致されました、同意第11号、同意第12号の2同意、諮問第4号の1諮問、合計3案件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、同意第11号 政治倫理審査委員会委員の選任についてでございます。このことにつきましては、政治倫理審査委員会委員の欠員に伴い、新たに田原倉太氏を選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町星和台2丁目6番地9。氏名、田原倉太（たはら・くらた）。生年月日、昭和24年3月10日。経歴書を添付致しておりますので、ご参照していただきたいと存じます。

次に同意第12号 教育委員会委員の任命についてでございます。このことにつきましては、このたび、松井義明氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字長楽474番地。氏名、松井義明（まつい・よしあき）。生年月日、昭和31年10月3日。経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび、堀内春子氏が任期満了となりますので、同氏を引き

続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町大字佐味田 1659 番地。氏名、堀内春子（ほりうち・はるこ）、生年月日昭和 21 年 3 月 2 日。経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

以上、上程されました 3 案件につきまして、よろしくご審議賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎同意第 11 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第19 同意第11号 政治倫理審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第11号 政治倫理審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第 12 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第20 同意第12号 教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

これより、同意第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第12号 教育委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第4号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案を原案のとおり堀内春子氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり堀内春子氏を適任者と認めることに決定しました。

◎議員発議第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第22 議員発議第3号安全保障関連法案の廃案を求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） それでは、安全保障関連法案の廃案を求める意見書読み上げまして意見書の提案としたいと思います。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するために、今国会を延長してまでも強引に成立させようとしています。

今、審議されている「安全保障関連法案」はこれまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認め、軍事支援を行いイラクやアフガニスタンで多くの死者を出している治安維持活動にも参加し武器が使用できるようにするものです。自衛隊員の武器使用についても「自己防衛」に限られてきたものから、大きく拡大され、自衛隊員の任務の危険性が格段に高まり、殺し殺される事態も避けられません。さらに安倍首相は集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃への参戦する事も否定しておらず、日本を米国のおこす戦争にいつでも、どこ

でも参加できように戦争法案といっても過言ではありません。

このような安全関連法案は、「二度と武器を持たない」「戦争をしない」と誓った憲法9条を踏みにじる違憲の法案です。憲法違反と指摘され、地域住民の未来に大きな影響を与えるこの法案の成立を強行することは看過できません。70年続いた平和を守るためにも、今国会において速やかに下記の措置を講ずることを求めます。

1. 安全保障関連法案を廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年9月16日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議員発議第3号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 少数であります。

よって、議員発議第3号安全保障関連法案の廃案を求める意見書は否決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（疋田俊文） 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成27年第3回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則